

昭和四十七年通商産業省令第百四十三号

熱供給事業法施行規則

熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）および熱供給事業法施行令（昭和四十七年政令第四百二十号）第二条の規定に基づき、ならびに同法を実施するため、熱供給事業法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条～第二条）
第二章 事業の登録（第三条～第十条）
第三章 業務（第十一条～第十七条）
第四章 保安（第十八条～第二十五条）
第五章 雜則（第二十六条～第三十条）
附則

（定義）
第一条 この省令において使用する用語は、熱供給事業法（以下「法」という。）及び熱供給事業法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。
(加熱能力の算出方法)

第二条 令第二条の経済産業省令で定める加熱能力の算出方法は、次のとおりとする。
一 蒸気ボイラー又は熱交換器（蒸気発生用のものに限る。）にあつては、次の算式
 $q = 2257 \times 10^{-6} W$
qは、加熱能力（ギガジュール毎時を単位とする。）
wは、最大連続蒸発量を日本産業規格JISB八二二二（陸用ボイラの熱勘定方式）に定める毎時換算蒸発量の算式により換算した毎時換算蒸発量（キログラム毎時を単位とする。）
二 溫水ボイラ、ヒートポンプ又は熱交換器（蒸気発生用のものを除く。以下この号において同じ。）にあつては、次の算式
 $q = (t_2 - t_1) \times 10^{-6} \times 4 \times 18 \times 60 \times 5 \times v$
qは、加熱能力（ギガジュール毎時を単位とする。）
t₂は、ボイラ、ヒートポンプ又は熱交換器の出口における加熱された水の温度の定格値（度を単位とする。）
t₁は、ボイラ、ヒートポンプ又は熱交換器の入口における加熱される水の温度の定格値（度を単位とする。）
vは、加熱された水の定格送出量（キログラム毎時を単位とする。）

第二章 事業の登録

(熱供給事業の登録申請)

第三条 法第四条第一項の申請書は、様式第一に

よるものとする。

法第四条第一項第三号ロの経済産業省令で定める導管（以下「輸送導管」という。）は、次に掲げるものとする。

一 热供給事業の用に供する温水、冷水又は蒸気（以下「温水等」という。）を製造する事

業場から温水等を輸送する導管であつて、その内径及び温水等の圧力が当該導管の始点におけるものと同一である範囲のもの。

二 前号に掲げるもののほか、内径が三百ミリメートル以上である導管

法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、メールアドレスその他の連絡先

二 その行う热供給事業以外の事業の概要

三 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類

は、次に掲げるものとする。

一 様式第二の事業計画書

二 法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

三 様式第三の热供給事業遂行体制説明書

四 様式第四の苦情等処理体制説明書

五 热供給事業を営む地域を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに当該地域内の主要な街路及び建物を記載した図面

六 ボイラー、冷凍設備（ヒートポンプを含む。以下同じ。）熱交換器（他の者から供給される温水等を使用するものに限る。以下同様。）、温水又は冷水の貯水槽、循環ポンプ及び主要な導管の配置の状況を記載した図面

七 热供給事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第五の収支見積書

八 热供給施設の設置の場所の自然条件及び社会環境に関する説明書

九 他から温水等の供給を受ける場合にあつては、当該他の者との契約書の写し

十 申請者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、所要資金の調達方法を記載した書類及び借入金の返済計画を記載した書類

十一 申請者が地方公共団体である場合にあつては、主たる技術者の履歴書

十二 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事

業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十三 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十四 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が热供給事業を営むことについての議決に係る会議録の写し

(登録基準)

法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二 热供給事業者の地位を承継した者が热供給事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

一 法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二 热供給事業を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。

三 热供給施設の適切な維持及び運用に必要な技術者を確保していることその他の热供給施設の工事、維持及び運用に関する保安の体制が適正であり、公共の安全を確保することができる見込みがあること。

一 債務超過の状態にないこと。

二 热供給事業を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。

三 热供給施設の適切な維持及び運用に必要な技術者を確保していることその他の热供給施設の工事、維持及び運用に関する保安の体制が適正であり、公共の安全を確保することができる見込みがあること。

一 軽微な変更

二 法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

三 法第四条第一項第三号イ、同項第四号又は同項第五号に掲げる事項の変更であつて、これららの事項の変更後の供給能力が同項第五号に掲げる事項を下回らない変更

二 法第四条第一項第三号ロに掲げる事項の変更

(変更登録の申請)

第六条 法第七条第二項の申請書は、様式第六の熱供給事業変更登録申請書によるものとする。(変更の届出)

第七条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者（第五条各号に掲げる軽微な変更をした者を除く。）は、様式第七の热供給事業氏名等変更届出書（法第四条第一号に掲げる事項に変更があつた場合は、当該変更が行われたことを証する書類を含む。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者（第五条各号に掲げる軽微な変更をした者を除く。）は、様式第八の热供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 訪問

(周知)

第十条 法第九条第三項の規定により周知させようとする热供給事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次に掲げるいずれかの方針により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその热供給の相手方に対して適切に周知せなければならない。

二 法第九条第二項の規定による热供給事業者の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十の热供給事業休止（廃止）届出書に同条第三項の規定によりその热供給の相手方に対し周知させるために行った措置の内容を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

三 法第九条第一項の規定による热供給事業者の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十一の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止に係る热供給の相手方への周知)

四 当該熱供給事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該热供給の相手方の閲覧に供する方法

事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 热供給事業の全部の譲渡し又は热供給事業者の相続、合併若しくは分割があつたことについての議決に係る会議録の写し

二 热供給事業者の地位を承継した者が热供給事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

一 法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二 法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

三 法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

四 電子メールの送信

五 当該热供給事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該热供給の相手方の閲覧に供する方法

第十一條 法第十四条第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行なはずばならぬ。

十七 当該熱供給の相手方が当該熱供給契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該熱供給事業者（当該契約媒介業者等が当該熱供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の更なる措置（二つ目）

に規定する場合を除く。)における法第十四第一項の規定による説明は、第一項の規定にかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該更しようとするものについて行えれば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち該変更しようとするもののみを説明することについて熱供給を受けようとする者の承諾をていねい場合には、この限りでない。

令 て 得 と の か 変 条 8	9
熱供給事業者又は取次業者が既に締結されてゐる熱供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、熱供給事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて熱供給を受けるようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。	熱供給事業者又は取次業者が既に締結されてゐる熱供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、熱供給事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて熱供給を受けるようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

（次項に規定する場合を除く。）における法第十四条の
る熱供給契約を変更しようとする場合（次項

第二項の経済産業省令で定める事項は、第七項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項

のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、熱供

給事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することに

は
ついて熱供給を受けようとする者の承諾を得てい
ない場合には、この限りでない。

10 場
な 熱供給事業者又は取次業者が既に締結されている熱供給契約を変更しようとする場合（法令

の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該熱供給契約の内容の実質的

な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)における法第十四条第二項の経済産業省

令で定める事項は、第七項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。

ただし、同条第一項の規定による説明として、熱供給事業者等が当該変更しようとする事項の

概要のみを説明することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、こ

11 法第十四条第三項の經濟産業省令で定めるもの限りでない。

の内は、次に掲げるものとする。

の第
給を受けようとする者が当該電子メールの記
録を出力することによる書面を作成すること

二　ができるもの
当該熱供給事業者等の使用に係る電子計算

機に備えられたファイルに記録された第七項、第八項本文、第九項本文又は前項本文に

規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じ

事

て熱供給を受けようとする者の閲覧に供する
方法（熱供給を受けようとする者が当該ファ
ンの回収料金を支払つたもの）

— イルの記録を出力することによる書面を作成

二 最高使用温度が百八十四度以上の導管である
　　一つ、最高使用圧力が一メガパスカル以上の
　　ものの設置の工事

二 変更後の最高使用温度が百八十四度以上と
　　なる導管であつて、変更後の最高使用圧力が
　　一メガパスカル以上となるものの変更の工事
　　法第二十二条第二項（法第二十四条において
　　準用する場合を含む。）の経済産業省令で定め
　　る軽微な変更は、前項に規定する変更の工事を
　　伴う変更以外の変更及び前項に規定する変更の
　　工事を伴う変更であつて導管の変更に係る部分
　　の長さが百メートル以内で、かつ、その位置の
　　変更が二十メートル以内のものとする。

第十九条 法第二十二条第一項（同条第二項、法
　　第二十四条において準用する場合を含む。）及
　　び法第二十四条において準用する場合を含む。）
　　の規定による届出をしようとする者は、様式第
　　十四の工事計画（変更）届出書に次の書類を添
　　えて提出しなければならない。

一 工事計画書

二 次に掲げる書類（届出に係る工事の内容に
　　関係のあるものに限る。）

イ 導管の経路（地中、地上、架空及びその
　　他の別に表示すること。）、経過地の名称及
　　び導管の附近に存する主要な道路、建築物
　　その他工作物の位置を明示した縮尺三千分
　　の一以上の地形図（サブステーション、伸
　　縮吸収装置、空気ぬき、水ぬき、しや断裝
　　置及び圧力安全装置の位置並びに道路面下
　　に埋設する場合であつて他の地下埋設物と
　　接近又は交ざるときはその地下埋設物と
　　の離隔距離を附記すること。）

ロ 強度計算書

ハ 接合部分の構造図

ニ 伸縮吸収装置に関する説明書

ホ 防しよく措置に関する説明書

ト 圧力安全装置の構造図

チ 機械的衝撃に対する防護措置に関する説
　　明書

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場
　　合は、変更を必要とする理由を記載した書類
　　前項第一号の工事計画書には、次の事項を記
　　載しなければならない。この場合において、そ

の届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照

2 使用前自 するものと

主検査の結果の記録は、三年間保存する。

管であつて、最高使用圧力が一メガパスカル以上のものとする。

の届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

一 導管の始点及び終点の位置（都道府県・都市区町村・番地を記載すること。）

二 導管の延長（地中、地上、架空及びその他の別に記載すること。）

三 最高使用温度（温水、冷水及び蒸気の別に記載すること。）

四 最高使用圧力

五 主要材料及び構造

六 接合の方法

七 伸縮吸収措置の方法

八 シヤ断装置の種類

九 圧力安全装置の種類

三十一条 第二十二条第一項（同条第二項（法第二十四条において準用する場合を含む。）及び法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。
(添付書類の省略)

第二十条 法第二十二条第一項（同条第二項（法第二十四条において準用する場合を含む。）及び法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る導管の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、前条第一項の規定にからわらず、添付することを要しない。
(使用前自主検査)

第二十一条 法第二十二条第一項の検査（以下「使用前自主検査」という。）は、導管の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第二十二条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第二十二条 使用前自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2 使用前自主検査の結果の記録は、三年間保存するものとする。

管であつて、
上のものとす

最高使用圧力が一メガパスカル以
る。

事故	報告期限									
	報告の方式		速報		詳報		報告の方式		速報	
一 热供給施設の欠陥、損傷	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
二 供給に支障を及ぼした事	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
三 主要な热供給施設の損壊	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
四 台風、高潮、洪水、津波、	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
五 地震又は火災による広範囲の及び	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
六 地域にわたる热供給施設の損	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
七 壊事故又は供給支障事故であ	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
八 つて経済産業大臣が指定するもの	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
九 第二十九条 法第三十条第一項の意見の聴取は、(立入検査の身分証明書)告書を提出して行わなければならない。	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十 第二十八条 法第二十九条第二項に規定する証明書は、様式第二十二によるものとする。(意見の聴取)	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十一 2 前項の規定による詳報は、様式第二十一の報	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十二 2 告書を提出して行わなければならない。	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十三 第二十九条 法第三十条第一項の意見の聴取は、(立入検査の身分証明書)告書を提出して行わなければならない。	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十四 2 経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十五 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十六 人として意見聴取会に出席して意見を述べよう	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十七 のを除く。)について次の表の上欄に掲げる事	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日
十八 故であつて公衆に危害を及ぼしたもののが発生したときは、同表の中欄に掲げる報告的方式に従い、同表の下欄に掲げる報告期限内に経済産業大臣に報告しなければならない。	内	間	八	四	か	ら	三	時	起算	日

とする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

行政手続法第十七条第一項の許可をする場合は、主宰者は、聽聞の期日の三日前までに許可する者に対し、その旨を通知しなくてはならない。

(施行期日)
この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

(施行期日)
この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

様式第20（第26条関係）

第六章 26 (第 25 条同上)

導管工事終了報告書

年 月 日

四

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

供給事業法第 27 条の規定に上り次のとおり運管の工事が終了したので報告します。

工事・特許した旨の看板の 表示の場所の所在	新潟市西区下村町番 地を記載すること。
工事終了年月日	
被用開始(予定)年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第21（第27条関係）

第21題

熱供給事故詳細

年 月 日

四

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

供給事業法第 27 条の規定により次のとおり熱供給事故の報告をします。

作業名
事務機器の 管理
事務機器の 動作
事務機器の保守・点検(監視)
事務機器及び機器部品の 取扱い
事務機器の 保管
運送機器の 機器
運送機器の 計算
運送機器の保守点検
運送機器の保守点検
運送機器の保守点検

備考 用紙の大きさは、日本通常規格A-4とすること。

様式第22（第28条関係）
（略）

(略)